

第3編 計画の実現 に向けて

1 推進体制の整備

2 民間と行政の協働と役割分担

- (1) 県民に期待される役割
- (2) 企業、団体に期待される役割
- (3) 行政の役割

1 推進体制の整備

この計画は、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」のため、福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を定めたものです。

県では今後、学識経験者や社会福祉事業従事者等で構成する富山県社会福祉審議会において、各分野における福祉施策の推進状況や福祉を取り巻く社会の状況等について適宜報告するとともに、審議会でのご意見を踏まえて、この計画の効果的な推進を図ってまいります。

また、この計画の目標や具体的な施策の内容が広く県民に浸透し、県民総参加による福祉活動が推進されるよう、民間の方々を中心に県内各層の代表者で構成される富山県民福祉推進会議の活動とも緊密な連携をとってまいります。

2 民間と行政の協働と役割分担

従来の福祉サービスは、「措置制度」を基礎とした行政による「与える福祉」として行われてきましたが、いわゆる社会福祉基礎構造改革を経て、平成12年の介護保険制度導入などにより、福祉サービスの提供主体として、現在では、NPO法人や株式会社をはじめとする様々な主体が参入してきています。今後は、公的な福祉サービスを提供する様々な主体はもとより、公的な制度にはない生活支援サービスなどを提供する主体においても、ますます多様化・複雑化する福祉ニーズに的確に対応していくため、それぞれが適切に役割分担をし、相互に連携をとって協働体制を強めていくことが求められています。このため、計画の推進に当たっては、県、市町村、保健・医療・福祉関係団体をはじめ、事業者、NPO、ボランティア、地域住民、高齢者や障害者自身が、「自助、互助、共助、公助」の精神に基づき、連携・つながり・絆を深め、共に支え合いながら地域福祉を推進していくことが大変重要です。

(1) 県民に期待される役割

① 住民や地域に期待される役割

誰もが安心・幸せを感じるとやま型地域共生社会を築いていくためには、何よりも、人に寄り添い支え合う心が県民の意識として定着していることが重要です。また、地域における福祉コミュニティ形成のためにも、県民自らが自主的に福祉活動に参加するなど、県民一人ひとりの役割が大変重要です。

このため、地域住民には、福祉の受け手としてだけでなく、この計画や各個別計画に基づく施策の担い手として、NPO・ボランティア活動等に主体的・積極的に参加することが期待されます。このような地域住民の主体的な福祉活動への参加が、地域の福祉力を高め、ひいては地域の活性化そのものにつながっていくものと考えられます。

本県においては、ふれあいコミュニティ・ケアネット21活動が活発に行われるなど、地域住民同士で支え合う土壌が既にあることから、このような基盤を活かし、地域住民による各種福祉活動をさらに発展させていくことが期待されます。

② NPO、ボランティアに期待される役割

平成10年に特定非営利活動促進法が整備されて以来、県内におけるNPO法人の認証数は386に達しています(2022(令和4)年10月時点)。このうち、「保健、医療又は福祉の増

進を図る活動」を目的の一つとしている法人が199に上るなど(2022(令和4)年10月時点)、その活動は、地域の福祉活動には欠かせないものとなっています。柔軟で機動的な対応が可能なNPO法人やボランティア団体による活動は、公的な福祉サービスや生活支援サービスの分野においても、今後ますます大きな役割を担っていくことが期待されています。このため、自己の活動に対する社会的責任を強く自覚し、活動内容等の情報公開を積極的に行うとともに、運営基盤の強化にも自ら努めていくことが重要です。

③ 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、一貫して「地域住民の身近な相談役」として、きめ細かく住民の相談に応じ、具体的な援助活動を実施してきました。今日、公的な福祉サービスが整備され、多様な生活支援サービスが展開される中であっても、地域住民と「サービス」をつなぐ要として期待される役割には何ら変化がありません。

一方、今後ますます福祉サービスや地域住民のニーズの多様化が予想されることから、制度の変化等に対応するための資質向上を図るとともに、住民のニーズを的確に把握するため、より地域に密着したきめ細かな活動を展開することが期待されます。また、民生委員・児童委員に期待される役割が多様化・複雑化する中、相互に支え合い、安心して暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、地域の福祉関係者を含め、多様な機関・団体等との連携を深め、地域住民の生活・福祉課題に取り組んでいくことが大切となっています。

(2) 企業、団体に期待される役割

① 企業や各種団体に期待される役割

民間企業や協同組合などの各種団体は、決して地域社会から分離された存在ではなく、地域社会に必要な諸活動を行うことによって、その存在を認められる地域社会を構成する重要な一員です。このため、これらの企業や団体には、地域の福祉力を向上させるため、地域社会における各種の福祉活動を担う主体としての役割が期待されます。

具体的には、本来の活動を活かした、買物支援サービスの提供や高齢者・障害者等のニーズに合った商品の開発、要支援者への個別の生活サービスの提供、高齢者や障害者等の積極的な雇用などや、また、ボランティア活動やスポーツ・レクリエーション活動等を通じた住民との交流などの活動が考えられます。

さらに、正規雇用の確保や非正規雇用の処遇改善を進めるとともに、仕事と子育てや介護などが両立できる職場環境を整備することや従業員の体や心の健康に配慮することも求められています。

② 社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されており、地域福祉を推進する中核的存在としての役割が求められています。これまで、県や市町村と緊密な連携をとりながら様々な活動を行ってきていますが、多様化・複雑化する福祉ニーズや、制度の狭間となっている課題に対応していくためには、様々な主体と連携のもと、一体的に支援を展開していくことが重要です。

このため、市町村社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に向けた「協働の中核」として、地域に存在する多くの社会資源を有機的に結びつけ必要に応じて新たな活動を創出しなが

ら、解決に向けて取り組むことが期待されます。

また、県社会福祉協議会は、県域レベルでの地域福祉を推進する中核拠点として、広域的な見地から市町村社会福祉協議会や関係機関と連携・協働のもと、地域生活課題の解決・改善に向けて取り組むことが期待されます。また、市町村社会福祉協議会が地域における包括的な支援体制づくりの中核的な役割を担えるよう支援するとともに、個別支援を通じて地域づくりを推進できる専門職の育成や実践への支援も期待されます。

③ 社会福祉法人に期待される役割

現在、公的な福祉サービスの提供主体は、社会福祉法人に限定されるものではありませんが、社会福祉法人は、これまで蓄積してきた各福祉分野における高い専門性を有しています。このため、今後は、これらの専門性を法人内でのみ活用するのではなく、地域で行われる各種研修会への講師派遣など、その専門性を地域に還元・開放するよう努め、地域社会にとってより身近な存在となることが期待されます。

社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、2016(平成28)年3月の社会福祉法の改正により「地域における公益的な取組」が責務として位置付けられ、地域福祉への積極的な貢献が求められています。

また、社会福祉法人には税制面での優遇措置があることなどから、法人運営には社会的な責任を負っており、苦情解決体制の整備充実を図ることはもとより、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に行うなど、利用者本位の質の高いサービス提供に努めることも求められています。

(3) 行政の役割

① 市町村の役割

地域住民の福祉を向上させることは、市町村の基本的な役割です。また、2020(令和2)年の社会福祉法の改正により、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

このため、市町村には、住民に最も身近な行政として、福祉サービス事業者の振興をはじめ、民生委員・児童委員の活動支援、住民とNPO・ボランティア団体との連携支援、重層的支援体制整備事業の柱である相談支援、参加支援、地域づくりが包括的に提供される支援体制の整備、保健・医療・福祉の連携強化によるサービスの総合化などを推進することにより、福祉コミュニティづくりに努めていくことが求められています。

② 県の役割

県には、市町村の役割を補完する役割が求められています。このため、市町村域を超えた事業の実施やその調整、市町村単独では担うことが困難な専門的な事業の実施などに、各市町村や県域を活動範囲とする各種団体と連携を図りながら、取り組む必要があります。

具体的には、介護・福祉人材の養成・確保対策、民生委員・児童委員の資質向上に向けた支援や活動しやすい環境づくり、市町村に対する専門的な情報の提供・技術的支援、県域レベルの総合的な福祉サービス提供のための各種機関・団体等のネットワーク化などに取り組んでいくことが重要です。

また、市町村や福祉サービス事業者などからのご意見を踏まえ、公的な制度の改善などについて、国に対し働きかけていくことも、県の大きな役割の一つと考えます。

③ 計画の適切な進行管理

この計画の円滑な推進を図るため、計画に盛り込まれた施策については、指標を用いて進捗状況を把握のうえ、定期的に報告・公表し、施策等の改善に反映するなど、PDCAサイクルを活用した適切な進行管理を行います。

また、計画期間中に、社会経済情勢が大きく変化した場合には、総合計画や各個別計画との整合性にも留意しつつ、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととします。